美作特別養護老人ホーム　やすらぎ荘　　別紙①

地域密着型長期入所料金表

R8年8月1日

（個室）

要介護度	負担段階	基本料	食 費	室 料	１日あたり	１ヶ月（30日）
要介護3	第1段階	745	300	0	1,045	31,350
	第2段階		390	430	1,565	46,950
	第3段階①		680	430	1,855	55,650
	第3段階②		1,420	530	2,695	80,850
	第4段階		1,545	915	3,205	96,150
要介護4	第1段階	817	300	0	1,117	33,510
	第2段階		390	430	1,637	49,110
	第3段階①		680	430	1,927	57,810
	第3段階②		1,420	530	2,767	83,010
	第4段階		1,545	915	3,277	98,310
要介護5	第1段階	887	300	0	1,187	35,610
	第2段階		390	430	1,707	51,210
	第3段階①		680	430	1,997	59,910
	第3段階②		1,420	530	2,837	85,110
	第4段階		1,545	915	3,347	100,410

（単位：円）

◎負担段階は、年金所得合計等に基づき、各市町村が認定します。

1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者
2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が年80万円以下の方　　預貯金　単身650万円・夫婦1,650万円
3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方　　預貯金　単身550万円・夫婦1,550万円
3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方　　預貯金　単身500万円・夫婦1,500万円
4段階	上記以外の課税世帯の方

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。
詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

・食費、室料はR8年8月1日から上記の料金になります。